

第七條第一項中「社團法人」の下に「その他
の社團(法人格を有しないもの及び会社を除く。)
」を加える。

第三十七條第二号及び第六十七條第二号中
「又は引渡し」を「引渡し又は輸出」に改め
る。

第七十八條の見出しを削り、同条の前に見出
しとして(侵害の罪)を付し、同条中「侵害し
た者」の下に(第三十七條又は第六十七條の規
定により商標權又は専用使用權を侵害する行為
とみなされる行為を行った者を除く)を加え
「五年」を「十年」に、「又は五百万円」を「若
しくは千万円」に、「処する」を「処し、又はこ
れを併科する」に改め、同条の次に次の一條を
加える。

第七十八條の二 第三十七條又は第六十七條の
規定により商標權又は専用使用權を侵害する
行為とみなされる行為を行った者は、五年以
下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する。

第八十二條第一項第一号を次のように改め
る。

一 第七十八條、第七十八條の二又は前條第
一項 三億円以下の罰金刑
第八十二條に次の一項を加える。

3 第一項の規定により第七十八條、第七十八
條の二又は前條第一項の違反行為につき法人
又は人に罰金刑を科する場合における時効の
期間は、これらの規定の罪についての時効の
期間による。

(不正競争防止法の一部改正)
第五條 不正競争防止法(平成五年法律第四十七
号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第一項第十一号」を「第
二項第六号」に改める。
第二十一條第一項中第四号から第九号までを
削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の
一号を加える。

三 不正の利益を得る目的で第二條第一項第
三号に掲げる不正競争を行った者
第二十一條第一項中第十号を第五号とし、第
十一号を第六号とし、同条中第二項を削り、第
一項を第二項とし、同条に第一項として次の一
項を加える。

次の各号のいずれかに該当する者は、十年
以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する。

一 詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え
又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。)
により、又は管理侵害行為(営業秘密が記
載され、又は記録された書面又は記録媒体
(以下「営業秘密記録媒体等」という。))の
窃取、営業秘密が管理されている施設への
侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行
為の禁止等に関する法律(平成十一年法律
第百二十八号)第三條に規定する不正アク
セス行為をいう。以下同じ。)により取得
した営業秘密を、不正の競争の目的で、使
用し、又は開示した者

二 前号の使用又は開示の用に供する目的
で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、
営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取
得した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体
等を取得すること。
ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体
等の記載又は記録について、その複製を
作成すること。

三 営業秘密を保有者から示された者であつ
て、不正の競争の目的で、詐欺等行為若し
くは管理侵害行為により、又は横領その他
の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に
背く行為により、次のいずれかに掲げる方
法で営業秘密が記載され、又は記録された
書面又は記録媒体を領し、又は作成し、
その営業秘密を使用し、又は開示した者
イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体
等を領すること。
ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体
等の記載又は記録について、その複製を
作成すること。

四 営業秘密を保有者から示されたその役員
(理事、取締役、執行役、業務を執行する
社員、監事若しくは監査役又はこれらに準
ずる者をいう。次号において同じ。)又は従
業者であつて、不正の競争の目的で、その
営業秘密の管理に係る任務に背き、その営
業秘密を使用し、又は開示した者(前号に
掲げる者を除く。)

五 営業秘密を保有者から示されたその役員
又は従業者であつた者であつて、不正の競
争の目的で、その在職中、その営業秘密の
管理に係る任務に背いてその営業秘密の使
開示の申込みをし、又はその営業秘密の使

用若しくは開示について請託を受けて、そ
の営業秘密をその職を退いた後に使用し、
又は開示した者(第三号に掲げる者を除
く。)

六 不正の競争の目的で、第一号又は第三号
から前号までの罪に当たる開示によつて営
業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、
又は開示した者

第二十一條第三項中「第一項第四号から第十
号まで」を「第一項及び前項第五号」に改め、
同条第四項中「第一項第四号又は第六号から第
九号まで」を「第一項第一号又は第三号から第
九号まで」に改め、同条第五項中「第一項第十
号」を「第二項第五号」に改め、同条第六項中
「第一項第十一号」を「第二項第六号」に改め
る。

第二十二條第一項中「次の各号」を「前條第
一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項
に、当該各号に定める」を「三億円以下の」に
改め、同項各号を削り、同條第二項中「前條第
一項第四号、第五号、第九号及び第十号」を「前
條第一項第一号、第二号及び第六号並びに第二
項第五号」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項の規定により前條第一項第一号、第
二号若しくは第六号又は第二項の違反行為に
つき法人又は人に罰金刑を科する場合におけ
る時効の期間は、これらの規定の罪について
の時効の期間による。

附則
附則第十條中「第一項第十一号」を「第二項
第六号」に改める。

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中意匠法第四條の改正規定及び第四
條中商標法第七條の改正規定並びに次條第二
項の規定 公布の日から起算して三月を超え
ない範囲内において政令で定める日
二 第一條中意匠法第二條第三項、第三十八條、
第四十四條の三及び第五十五條の改正規定、
第六十九條の見出しを削る改正規定、同條の
前に見出しを付する改正規定、同條の改正規
定、同條の次に一條を加える改正規定並びに
第七十四條の改正規定、第二條中特許法第二
條、第七十一條、第二百十二條の三及び第七十

五條の改正規定、第九十六條の見出しを削
る改正規定、同條の前に見出しを付する改正
規定、同條の改正規定、同條の次に一條を加
える改正規定並びに第二百一十一條の改正規定、
第三條の規定、第四條中商標法第一條第三項、
第三十七條及び第六十七條の改正規定、第七
十八條の見出しを削る改正規定、同條の前に
見出しを付する改正規定、同條の改正規定、
同條の次に一條を加える改正規定並びに第八
十二條の改正規定並びに第五條の規定並びに
次條第三項並びに附則第三條第二項、第四條、
第五條第二項、第九條、第十二條、第十三條
及び第十六條の規定 平成十九年一月一日

附則第十條及び第十五條の規定 犯罪の国
際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対
処するための刑法等の一部を改正する法律
(平成十八年法律第 号)の施行の日又
は前号に定める日(以下「一部施行日」とい
う。))のいずれか遅い日

(意匠法の改正に伴う経過措置)
第二條 第一條の規定による改正後の意匠法(以
下「新意匠法」という。))第二條第二項、第三條
の二、第十條、第十四條、第十七條、第二十
一條、第四十二條及び第四十八條の規定は、この
法律の施行後にする意匠登録出願について適用
し、この法律の施行前にした意匠登録出願につ
いては、なお従前の例による。

2 新意匠法の規定は、前條第一号に定め
る日以後にする意匠登録出願について適用し、
同号に定める日以前にした意匠登録出願につ
いては、なお従前の例による。

3 新意匠法第二條第三項、第三十八條、第四十
四條の三及び第五十五條の規定は、一部施行日
以後にした行為について適用し、一部施行日前
にした行為については、なお従前の例による。
(特許法の改正に伴う経過措置)
第三條 第二條の規定による改正後の特許法(以
下「新特許法」という。))第十七條の二、第十七
條の三、第三十六條の二、第四十一條、第四十
四條、第四十六條の二、第四十九條から第五十
四條の二まで、第五十三條、第五十九條及び第
百六十三條の規定は、この法律の施行後にする
特許出願について適用し、この法律の施行前に
した特許出願については、なお従前の例による。

2 新特許法第二條、第一條、第一百十二條の三
及び第七十五條の規定は、一部施行日以後に
した行為について適用し、一部施行日前にした
行為については、なお従前の例による。